

**河合委員長** 前原誠司君。

**前原委員** おはようございます。民主党の前原でございます。

道路公団の民営化、改革につきまして、まず藤井総裁、そして平井民営化総合企画局長にお尋ねをしたいと思えます。

まず、先日、我が党の長妻昭議員が予算委員会の際に藤井総裁に質問をいたしました。四月十六日の尚友会館での会議の件でございますけれども、そのとき長妻議員が示していた議事録と言われるもの、怪文書という言い方をされているやに聞いておりますが、藤井総裁それから平井局長、まず、読んだか読んでいないか、それだけお二人お答えください。

**藤井参考人** 読んでおりません。

**平井参考人** 読んでおりません。

**前原委員** しかしながら、平井局長は、会議の存在そのものについては御自身の手帳で確認をされて、存在そのものはお認めになっているわけでございますので、中身について思い出していただくようにお話をしたいということでございます。

四月十六日、会議そのものはあったということなんですが、総裁、この会議の目的は何だったのか、御答弁をいただきたいと思えます。

**藤井参考人** 昨日も決算行政委員会で同じ趣旨の御質問を受けました。会議はしておりません。会議をするといたしますれば、当然のことながら議事録等々はとっていると思えますし、それから、予定にもきちっと入っているわけでございます。

ただ、いろいろな会合に出て、ごあいさつをしたり、ちゃんと頑張ってくださいよというような程度のことをしたりする場合があります。こういうものを含めて私的という言葉を使いますが、そういう意味の会合はしたことがございますということ、昨日、木下先生に御答弁申し上げた次第でございます。

**前原委員** 会議は議事録をとって、会合は議事録をとらない私的なものだ、その違いというのはよくわからないんですが、では、会合ということにしておきましょう。

会合には、藤井総裁御自身それから平井局長、濃添副局長、芝村総合企画調整課長となっておりますが、その会合におられたのは間違いありませんか、総裁。

**藤井参考人** 先生が御指摘の会合は、多分四月のことを指しておられるんだろうと思えます。

四月は非常に、いろいろな意味で、三月の二十五日に政府・与党連絡協議会の方から御指示をいただきまして、これからさらにやるべき項目ということで確認をいただきました。それに基づいて大臣から御指示をいただきましたので、そういうものに関して、いろいろな立場の人たちといろいろな会合を持っております。そういう時期でございますから、要するに、そのときに、今言われた人たちは、比較的、民営化あるいは改革等々に深い関心を持ち、かつかわり合う立場にいた人たちでございますから、入っていたと思えます。

**前原委員** そのほかに、高速道路技術センターの顧問の高藪さん、そして鶴田さんが参加されておりましたか。イエスかノーだけで結構です。

**藤井参考人** 高藪さんや鶴田さんが参加された会合もございました。

**前原委員** 扇大臣にお尋ねしたいと思うわけでありませう。

会議で、藤井総裁の発言の中で、怪文書とおっしゃっていますし、記憶にないとおっしゃっているわけですが、それは、もし詰めなきゃいけないときになれば、また参考資料として出させていただきたいと思えますけれども、こうおっしゃっているんですね。

大臣は今回の人事等、これはさっき申し上げた高藪さん、鶴田さんの両名を高速道路技術センターの顧問に据えるということでございますけれども、その人事等についても全部知っている、大臣は全部任せると言っている、こういうことなんですけれども、扇大臣、このことについては御認識されていますか。

**扇国務大臣** 前原議員がおっしゃいますように、私は、昨年十二月に民営化推進委員会の答申を総理からいただきまして、その答申を尊重しながらこれを改革していくように、実行に移せという御下命が私にありました。

その中で、民間の多くの人たちのというのが意見書にもございまして、私は民間人なるべく登用するように、公団の内部だけでは改革の進歩が、スピードがアップできないから民間を多く入れるようにということで、私は総裁に、この具体化に着手してくれとお願いをいたしまして、民間人を多用すること、その中にそれらのメンバーの人たちもお入りになっていたことは存じております。

**前原委員** このお二人についてですか。（扇国務大臣「いいえ、すべて」と呼ぶ）ですから、私が聞いているのは、このお二人のことについて事前に聞かれていましたかということです。

**扇国務大臣** 民間人ということでは名前も挙がりまして、きょうお見えになっている平井さんもそのお一人でございます。

**前原委員** 民間人を多用するということは、流れとしては悪くないんだろうと思いますが、後でお話をしますように、問題はトップなんだろうと私は思います。それは後で申し上げますが。

確かに、この間の予算委員会、我が党の長妻議員の質問に際して、扇大臣も、民間人を入れて何が問題なのか私にはわからない、こういう発言をされていますけれども、公団が民営化の指南役を関連の財団法人の顧問として雇い入れて、そしてまた職員にも紹介せず、情報も公開しないで経営を行う、これはやはり不自然ではないでしょうか。単なる民間人ということではなくて、関連の財団法人の顧問ですよ。その方を民間人という範疇に入れて、そして、情報公開などが求められるのにも、それに対してはしっかりこたえていないというのは、私はおかしいんだと思います。

小泉総理も、裏でこそこそやるなら更迭も考えるということをおっしゃっているわけでありませうけれども、今私が申し上げた観点から、本当に民間人と言えますか、関連の財団法人の顧問を民間人と言えますか。

**扇國務大臣** 今も総裁がお答えになっていましたけれども、けさも私、記者会見で申し上げたんですけれども、これほど問題になるということは、民営化するということに対しての賛否両論がこれだけあるということは事が進んでいる証拠で、大いに私は賛否両論あっていい。

民間人といっても、全くの素人の話じゃなくて、関連のある知識を持っている人の意見を聞く、私も事実そうでございます。あらゆる面で、私は、道路公団の個人的なものも、あるいは羽田の空港に関しても民間人の意見を聞いておりますので、全くの素人ではなくて、素人さんも含めた民間人の知恵のある人の意見を聞くというのは、私はその人の能力を買うということで、必ずしもいけないことではないと思っております。

**前原委員** 今からる問題点を指摘していきますけれども、さまざまな問題点、隠ぺい体質というのがあるわけですね、それが関連団体に及んでいると私は思います。そういう意味では、逆説的な意味ですけれども、私は藤井総裁のリーダーシップというのはなかなかのものだというふうに思うわけでありますが、そういう方を入れて、精通しているからということであると、私は、道路公団そのもののうみは出せないというふうに思うんですね。それについては見解の違いということになるんでしょう。もっと大事なテーマがありますので、それは大臣のお考えとして承っておきたいと思えます。

それで、次に、単純な額、おわかりになっていれば結構であります、その顧問が在籍する高速道路技術センターに、公団は調査研究費などで発注していると思えますけれども、その額は一年間で幾らになるでしょうか。御答弁をいただきたいと思えます。

**藤井参考人** 高速道路技術センターは、高速道路の建設・管理技術の総合的研究開発、普及という事業内容で国土省から認可を受けている法人でございます。したがって、高速道路に関する種々の問題についていろいろと調査や研究をお願いしているものですから、私どもからは、十三年度の委託事業費でいきますと三十六億四千四百万円ということに相なります。

**前原委員** 今おっしゃったように、概数でお答えをいただいたと思えますけれども、平成十三年度の決算でいきますと、全収入が三十九億百二十三万円なんですが、そのうち公団の発注額というものが三十六億四千三百八十一万円、今おっしゃった概数とほぼ匹敵しているわけでありまして。つまりは、実に、この高速道路技術センターについては九三・四%の発注になっているんですね。もうほぼ道路公団だけがお得意さんと言っても過言ではありません。

そして、平成十年の一月三十日から、公務員と同様に役職員倫理規程を定めることにしているというふうに思います。この第四条の、関係業者などとの接触に当たっての禁止事項を読み上げますと、役職員は、関係業者等の中で、次に掲げる行為を行ってはならないとありまして、その二号に、禁止事項として「会食」という言葉があります。

先ほど、会議ではない、会合だとおっしゃいましたけれども、平井局長、濃添副局長、当時の中部支社長ですね、それから長尾企画部長、当時の企画課長、芝村総合調整課長、この五人の職員は、言ってみれば、発注先と、会議か会合かは別にして会食をしているわけでありまして、この役職員倫理規程に違反することになります。

道路公団にはコンプライアンス委員会というのがございますけれども、その中で当然に事実を

明らかにして、その結果を国民に示すべきだというふうに思いますが、扇大臣、これについては事実関係を調査して、そしてそれについてしっかりとこの委員会に報告をしていただきたいと思いますが、扇大臣の御答弁をお願いします。

**扇國務大臣** 公団のすることですから、規程どおりに調査して報告すべきだと私は思います。

**前原委員** 会議と言ったり会合と言ったり、非常にあやふやな部分もあります。

平井さんにちょっとお伺いしたいんですが、東京電力から来られましたね。私は、変な言い方ですけども、平井さんのお立場を非常に同情しております。つまりは、民間ということで来られて、そして、これからだんだんこの道路公団の問題というのは大きくなっていくと思います。そのときに、そういう担当の局長でおられて、既定の路線というものを追認しなければいけないというお立場になっておられるというのは極めてお気の毒だというふうに私は思います。

当然、近い将来は東電に帰られて、そしてまた階段を上り詰めていかれるんだろうと思いますけれども、私は、ここで、公団の中の今までのうみというものを出すお立場になられるのか、それとも、今までの事実隠ぺいということについてそれに加担をするのか、平井さんのお立場というものは極めて重要だと思いますし、民間人を登用した意味というのはまさにそこにあるんだろうというふうに思います。

したがって、これは委員会の場です。国会の場です。これから平井さんは、今までの過去の経緯についてうそ偽りなくすべてお話をいただけるということをお約束していただけますか。

**平井参考人** お答えいたします。

私は、電力会社から日本道路公団に来てよかったなと思うことは、電力事業というのは公益事業でございます。道路公団は公共事業である高速道路をつくっておりますが、非常に似ているところがある。電力でいえば送電線と高速道路は、もちろん違うところがたくさんございますが、非常に似ているところがある。

そういうことで、私が長年電力会社に勤めてきてやってきたノウハウが道路公団で生かせる、あるいは、この大きな時代の変わり目といいですか、歴史の変わり目に立ち会ってそのお手伝いができるということを非常に光栄に思っておりますし、ぜひお役に立ちたいというふうに思っております。

御指摘のような事項、私は三月に来たばかりでございますから、それより前のことは担当者に聞く、あるいは課長に聞くしかないわけですが、今私のもとにいる二人の課長に事実関係を問いただして、あるいはその下にいる担当者にも聞いて、私の判断基準に照らして彼らの言っていることが正しいと思えばそのとおり行動したい、かように考えております。

**前原委員** 平井さん、もう一点だけ。済みません、しつこいようですが。

過去のことを聞かれるというのは、それは上司として当然のことなんだと思いますが、御自身がこれからいろいろな経験をされると思うんですね。あるいは、中でお仕事をされると思います。そのことについてうそ偽りなくお話をいただけるかどうかということをお伺いしたいんです。

**平井参考人** これから私が担務する仕事につきまして、うそ偽りなく業務に取り組んでいきたいというふうにお約束いたします。

**前原委員** きょうはほかに聞きたいことがありますのでお伺いしませんが、この間、記者会見をお一人で、本当に気の毒だなと私は見ておりました。つまり、過去の経緯を知らない人に一人だけぼつんと記者会見をさせて、そして過去の問題についていろいろと答弁をさせる道路公団というのは何と冷たい組織なのかと私は見ておりました。

その記者会見の内容につきましていろいろと私はお伺いしたいこともあります。しかし、今はほかのことをお伺いしたいのでそれは伺いませんが、その内容についても、今おっしゃったうそ偽りなく業務に推進するということは、国会の場で、つまりは国民の代表者、代弁者であるこの場でうそ偽りなくお話をいただけるものと信じておりますので、またぜひ国会にいらして真実を述べていただきたいというふうに思います。

それでは、総裁、ちょっと次の質問をさせていただきたいんですが、今話題になっております文芸春秋、月刊誌でありますけれども、片桐さん、四国支社副支社長として転勤されましたけれども、元民営化推進委員会の事務局次長であります。私もこの片桐さんの文芸春秋の雑誌の中身を読ませていただきましたけれども、総裁が直接片桐さんにフランス行きを持ちかけたというお話と承っておりますが、それは事実ですか。

**藤井参考人** 総裁として片桐君にフランス行きなりなんなりを話したことはございません。

**前原委員** 総裁としてなければ、昔の上司として、あるいは古くからの知己を得ている者としてしゃべったことはあるんですか。

**藤井参考人** 片桐さんとは、昭和六十年前後、私が有料道路課長をしていたときに彼が課長補佐をしておりました。それ以来、いろいろ、一緒のかまの飯を食べてきましたから、年に一回ないし二回、同窓会という形で一緒に集まる、言ってみれば、当時の大勢の部下の人たちの言い方を使えば藤井会というものをやる、その幹事長を片桐君がやっておりました。したがって、私は、片桐君とはそういういろいろな場を通じていろいろな話を今までもたくさんしてきていたつもりでございます。

そういう人間関係でございますから、本来、道路公団という大きな組織になりますと、総裁は人事についてはやはり内部のルールに従っているいろいろな行動をしなければなりません。したがって、私が幾ら親しいからといって、部下の人事についてああだこうだ、私の立場で言える範囲というのは限られております。

ただ、片桐君はそういう人間関係を非常に密に持っておりましたから、彼に、彼は非常に勉強家でございますから、彼の将来のことを考えたときに、これだけ非常にいろいろなことを勉強してやっていくんならば、さらに勉強を研さんし、言ってみれば将来大きな学者としてもなすようなことは考えられないかというような話を彼と個人的にしたことはございます。

しかし、そういうことが結果として、その後の文芸春秋に至る間で、彼が持っている不満を直接私に言ってくれなかったという結果になったことを非常に寂しい思いをしているのが私の正直な心境でございます。

**前原委員** 総裁と片桐さんの個人的なつながりというのは、私も調べて存じ上げておりますし、そういう長年のおつき合いというものの上で個人的に話をされたということではありますが、総裁室に呼び入れて片桐さんにそういう話をされたということは、いかに過去の個人的なつながりがあったとしても、総裁から言われたということは、総裁から人事について指示、命令を受けたというふうにとるのは、普通は当たり前じゃないですかね。そう思われなかったんですか、総裁室に呼ばれたというのは。

**藤井参考人** 先生おっしゃるとおり、私もその点を危惧いたしました。そこで、彼に、私の部屋に來られたときに、ここは総裁室だから、本当はここで話すのはふさわしいとは思わない、だから場所を変えてもいいんだけどもどうしようかというような話をしたときに、いいですよという話で、ではということから、その場を使って、総裁室のソファを使って、総裁でない私が彼と個人的な話をしたわけです。

さらに念を入れて、その話が終わった後でも、これはあくまでも個人的なことなんだよ、だから忘れてもらって結構だ、ただ、私があるあなたの将来のことについて非常に心配しているという点だけは理解をして、そして今後の判断材料の一つにしてくれればいいんだと。よくわかりましたということで彼は帰っていったということでございますので、私は、彼は誤解をしていない。それを私も最初のときにくどく彼に言いましたから、この場でやるのがいいかどうか私も非常に気になるんだけどもどうだろうかということも言いました。彼は、でもいいですよという話でしたから、あえてした、こういうことで、そういうことも言えるぐらいの人間関係を私は持っていたという自信を持っていたわけです。ところが、それが結果的にそうじゃなくなったので、非常に寂しい思いをしているということになるわけでございます。

**前原委員** 今総裁がおっしゃったことはすべて事実という認識でいいんですか、確認です。それだけで結構です。事実ですね。 はい、うなずかれましたので、事実だということですね。

今、残念な思いをしているということではありますが、きょうの新聞なんかを見ていると、片桐さんの処分について考えている、こういうことでもありますけれども、その点、今総裁はどうお考えなのか、御答弁をいただきたいと思っております。

**藤井参考人** 片桐君と私との個人的な関係は、あくまでも個人的な関係でございます。私は組織を大臣からお預かりしているわけでございます。組織というのは、日本じゅうのどのような組織でも、みんなそれぞれ組織というものの規律とかルールとか、いろいろなものがございます。やはりその職員、組織の中に属している職員として守るべきことというようなものが必ずあるわけでございます。

そういう意味合いにおいて、彼がどういう趣旨で自分の肩書を入れて、本当にそういうことを彼がみずから書いたのか。私は非常に、雑誌を読みまして、達筆で、ちょっとこういうことを言う片桐君に失礼かなとは思いますが、とても彼が書けそうもないようなすごい表現をとりながら文章ができ上がっておりました。

ただ、そういう意味では、彼が肩書を入れて少なくとも出したことを了承している以上、これ

は、それを事実として受けとめて、内部の組織としての立場からこれを見ていくということはせざるを得ません。そこで、昨日、片桐君に私どもの総務担当の理事のところへ来ていただきまして、本当は先週来てもらいたかったのですが、いろいろな事情できのう来ていただきまして、その事情をお伺いしたということでございます。

**前原委員** 二つお伺いしたいと思いますが、この文章のどの部分をもって処分をしなければいけないんだという判断をされたのかということが一点。

それから、先ほど、片桐さんらしくないすごい表現があった、本当に彼が書いたのかなとおっしゃいましたけれども、どの部分を指してそういうことをおっしゃっているのですか。二点、御答弁ください。

**藤井参考人** これは片桐君が書いたのかなと思ったというのは、私の感じでございますから。彼は非常にかたい男でございます。ああいう会話口調のような文章を入れながらやるような、そういう、何といいましょうか、小説家風の文章よりも、彼個人が非常にまじめで、とてもかたい男でございます。ですから、そういう感じを受けたということでございますから、私が確かめたとか何かという判断をしたわけではございません。これは感じでございます。

それから、その内容につきましては、今、文芸春秋社にも口頭で注意を喚起し、かつ、これから、今手続をしている最中でございますけれども、しかるべく法的措置を含めて対応したいと思っております。

その中身の内容は、十項目以上にわたって事実と違う点がある。それは、文芸春秋社も私の方に、道路公団に何ら事前に確認の取材がなかった。あれば、当然のことながら、ここは違いますよというようなことを申し上げたわけですが、一方通行であった。それで、文芸春秋は非常に世の中に影響力のある、日本での代表的な雑誌でございますから、私は、そういう意味合いで確認をしていただきました。だけれどもそれがなかったということから、せめて内容について、きちっと道路公団としてこれはこうだということを申し上げたいと思って、今、弁護士それからコンプライアンス本部とも相談をしているところでございます。

**前原委員** 具体的な中身についてはなかったわけでありますが、法的なものも含めて対処されるということでありますので、それはそれを待ちたいというふうに思います。

済みません、扇大臣、ちょっとさっき確認するのを忘れたのですが、いわゆる公務員倫理規則違反について、コンプライアンス委員会ですっきりと調査して報告しますということでありましたけれども、それはこの委員会に、この国会中にでも調べて調査報告はしていただけるのでしょうか。

**扇国務大臣** それは、さっき申し上げましたように道路公団がなさることでございまして、私は今おっしゃった会合があったともなかったとも知りませんので、それは道路公団がなすって報告してくださいということを先ほども申しました。

**前原委員** したがって、所管大臣として道路公団にその報告を求める、そういう理解でよろしいんですね。そして、それを大臣からこの国土交通委員会に報告していただくと。

**扇国務大臣** 先ほどから聞いておりまして、前原議員がおっしゃっている、いわゆる会議では

なくて会合であるということをおっしゃいましたから……(前原委員「僕が言っているんじゃない」と呼ぶ)それは公団がなさることで、私の権限で、私は会議の内容に、参加した人がお弁当を食べたのかどうかも全然存じませんので、それは公団が、違反であるのであれば、規律違反であるのであれば、公団がなさることで、私がすることではないということで、公団がきちんと責任を持ってやってくださいということです。

**前原委員** 確認しておいてよかった。

では、総裁、今の大臣の言葉を受けて、ちゃんとこの国土交通委員会に報告していただけますか、コンプライアンス委員会の報告を経て。

**藤井参考人** この点につきましては、この種の会合について確認をいたしました。ですから、もうきょうお答えいたしますが、全部自費で、常にいわゆる割り勘、要するに自分の分は自分で出す、この主義でやっているというふうに聞いております。ですから、それをさらに確認しろとおっしゃるなら確認いたしますが、私はそういう報告を既に受けております。

**前原委員** 聞いておりますって、総裁も入っておられたわけでしょう。総裁はちゃんと払われたんですか。聞いておりますじゃなくて、自分は払ったかどうかですよ。御自身も当事者なんですから。

**藤井参考人** 私の場合には常に、地方に出張したときに、コーヒー代ですら全部割り勘で要求が来ます。全部秘書課で一括して給料から天引きされます。そういう意味で、私の場合には非常に目立つものですから、より厳しくうちの秘書課はコントロールしておりますから、当然私が負担しているというふうになっていると思います。これは確認すれば答えが出ると思います。

**前原委員** 確認して答えを出してください。

でも、大臣、余り偉そうなことを言われたい方がいいですよ。ちょっと前、若築の問題とかあったわけでしょう。あのときのいきさつはみんなまだ忘れていないわけですから、そんなに堂々とお話をされることじゃないと思いますよ。私は、そのことは余りきょうは言いません。

では、もう一度確認をして報告してください。(発言する者あり)失礼、総裁。大臣じゃないですね。失礼いたしました。総裁。

では、先ほど、法的な処分も含めてということ、逆に中身についてこちらから言っていきますよ。

財務諸表の件でありますけれども、この文芸春秋の記述によれば、平成十二年度末の時点の財務諸表というものが平成十四年七月には完成したとされていますが、こういう事実はあったのですか、お答えください。平井さんでもどちらでもいいですよ。

**平井参考人** 昨年の七月にそのような財務諸表ができていたという事実はございません。

**前原委員** 委員長にお許しをいただいて資料をちょっと皆さん方にお配りしていただきたいと思うんですが、よろしゅうございますか。それでは、資料をちょっとお配りしていただきたいと思います。

それでは、その資料に基づいて少しいろいろお話をしていきたいと思いますが、まず、民営化P Tという内部組織についてお尋ねします。

資料の一番上に、「プロジェクトチーム 当面の検討体制と作業内容」「取扱注意」と右上に書いてございますけれども、この仕組みというものが存在をしていたという、これは道路公団の内部の方にいただいたものであります。幾らでもこれから資料は出させていただきますけれども、こういう仕組みがあるんですね。

見ていただきたいのはどういうことかという、「プロジェクトチーム」と左のところにあります。「高速・一有・関連事業を対象」、こういうことでありますけれども、その上に、総裁から直接矢印が来ているわけですね。つまりは、これは総裁直属、総裁直轄のいわゆるプロジェクトチームであったということに内部文書はなっているわけです。この内部文書によりますと、プロジェクトチームが、今は平井局長のお答えは完成したというのはなかったということですが、プロジェクトチームはできた、そして総裁の直轄であったということはお認めになりますか。

**藤井参考人** これも昨日、木下先生に申し上げましたけれども、十三年の十二月末に、私ども、いよいよ本格的な民営化に向かって体制づくりをしていかなきゃいかぬ、そのためには勉強しなきゃいかぬということで、本社内に、道路関係四公団民営化推進準備室の、委員会ができるんだからその設立のための準備室というものができたら、そこといろいろと調整をしていくというための実務者レベルのチーム編成を行いました。これを第三者機関設立準備室担当プロジェクトチームというふうに当時呼んでいたようでございます。きょうお配りになったこの資料を私は全然見たこともありませんから知りませんが、こういうイメージでつくられたんだとすればつくったんだと思います。

そして、そこでいろいろと勉強いたしました。そうしたら、これは大変だなと。その勉強の最大のテーマは、道路資産価格というのを決めないと財務諸表ができない、財務諸表ができなければ民営化の前提となる内容ができない、なれば道路資産価格というものをどう評価するんだということで、全く経験がない人たちが集まって、ああでもないこうでもないという勉強をしたわけでございます。そうしましたけれども、やはりうまくいかなかったということで、自然解散のような形で途絶えました。

そういうことから、そういうデータは課長レベルにも報告がございません。もちろん部長にも理事にも、当然、私にはそういう結果は何にも報告がない。したがって、成果がないというのはそういう意味合いで申し上げているわけで、課長さんたちのレベルにも報告が何にもなかったということは、ないわけでございます。

しかし、そんなことを言っていられないよということから、これはいよいよ本格的にやるために資産評価額を決めなきゃいかぬということで、いわゆる加古先生にお願いした委員会をつくっていただいて、その指導のもとに、こういうふうなつくり方をしなさい、そうすれば一応、世の中で常識的に、公会計を民間企業会計にするために通るよという御指針をいただきました。それに沿って、ただ我々は、道路公団は計算をして、それを大臣にお届けした。

その際に、昨年十二月に、過酷な御命令を国土大臣からいただきました。国会中に報告しなさいということで、これはえらい過酷だったんですが、すぐ、年内の十二月にみんな集めまして、

もうこれは命令なんだからあきらめよう、何でもいいから、人を異動していいから、どんどん発注していいからやろうとやってやり始めて、何とか滑り込みセーフでこの六月に大臣に御報告できたというのが真実でございます。

**前原委員** 国会でよくそれだけうそがつけるなと思うわけですが、幾つかのうそを指摘したいと思います。

まずは、きょうお配りをしているものは自然解散したということですが、さっきおっしゃったように、道路資産の価格の評価ができない、素人集団が集まってもだめなんだということでありましたけれども、これをやっていた課長代理さんクラスは気の毒ですよ。こういう資料をつくって、もしあれだったらお見せしますよ、全部内部資料です。これだけの作業を経て、そしていろいろな積算をされた、その方々に、今総裁は、自分の直轄で課長代理クラスに財務諸表の作成を頼んだにもかかわらず、その能力がなかった、自然解散した、こういうのは、私は、本当に職員を何と思っているんだというふうにまず指摘しておきたいと思います。

それから、きょうお配りをしている資料は、ちゃんと道路資産価格の評価まで行って、そして道路公団が債務超過であるということまで報告を行っているわけですよ。だから、自然解散したというのはうそですよ。これは二つ目のうそですよ、今御答弁されたことで。

それからまた、三つ目のうそ。幾つもありますけれども、加古委員会の話をされましたけれども、では、加古先生がどのようにかかわられていたかということをお伺いすると、公団の事務局が中間取りまとめの原案を出してきました、内容はちぐはぐで論理的整合に欠けていた、こういうことをおっしゃっているわけですね。つまりは、つくったのは内部でやっているわけですよ。そして、外部監査と呼べるものでは全くないわけですね。自己監査して出てきたものを、加古さんどうだ、委員会でお墨つきをつけてくれ、これが実態ですよ。

幾つものうそが今の総裁の答弁にはあるわけです。言った、言わないになるでしょう、国会でうそを平気につく総裁ですから。

これは、まず委員長、片桐さんの法的な処分も含めて検討するとおっしゃっていましたが、やはりその一つの大きなポイントは財務諸表の問題になると思うんです。つまりは、こういうものがしっかりと課長代理クラスで存在したかどうかということ、これについてしっかりと担保をしなくてはならないと私は思いますし、訴えられる方も、では、どういう情報に基づいてこの文芸春秋の投稿をされたのか。やはり欠席裁判では気の毒だと思うんです。実名まで出して、肩書まで出して、処分されるリスクを背負ってこういうものを出されたと思います。私は、改革に対する片桐さんの気持ちのあらわれだというふうに思います。

ぜひこの委員会の場で、参考人として片桐さんをお呼びいただいて、そして片桐さんからも意見を聞く、言い分をしっかりと聞くということが私は公平さの観点からも必要だと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

**河合委員長** 理事会で協議をさせていただきます。

**前原委員** ぜひ呼んでいただきたいと思います。

もう一つ、委員長、加古先生は、先ほど総裁が、自分たちの直属の部下、私のところには道路

公団の内部のメールなんかもあるわけですよ。これは全員に配付されているメールでありますけれども、具体的な部署と名前、どういった方々がかかわっておられたかというのが全部わかりません、これは部内のメールですから。総裁、これからいろいろ出てきますよ、こういうものは。内部で、本当に道路公団の改革について危機を持っている人はいっぱいいるんです。そういう方々の一つの発現というものが片桐さんだったと思うわけでありまして。つまりは、うそにうそを重ねていっても、必ず事実はばれますよ。

そういう意味で、私は加古先生も来ていただいて、どういった経緯の中で加古委員会というものがつられて、そしてどういったものを監査しろということになったのか。つまりは、企業では当たり前の外部監査をしっかりと行ったのかどうなのか、あるいは、自己監査したものを見てくださいというものだったのかどうか、これは大事なポイントなんですよ、民営化を議論していく上で。ですから、私は、ぜひ、この財務諸表検討委員会の加古委員長もこの委員会で参考人として呼んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**河合委員長** これも、後日、理事会で検討させていただきます。

**前原委員** 扇大臣、民営化の話を少し後でさせていただきたいと思いますが、内容についてさせていただきたいと思うわけでありまして、やはり、本当に民間会社にしていくということであれば、外部監査をしっかりとやるということが必要だと思うんですね。客観的な、つまりは、道路公団が内部で何かぐちゃぐちゃしてつくったものを前提に監査するということは、これはお手盛りだという批判を受けますよ。したがって、きっちりと企業会計並みの外部監査を大臣のリーダーシップで行っていただいて、その結果を国民の皆さん方の前に公表していただくということが必要だと思いますが、いかがでございますか。

**扇国務大臣** 今、前原議員と総裁とのやりとりを聞いておりましたし、その中で総裁が、過酷な御下命をいただきましたと言われましたけれども、昨年の民営化推進委員会からの意見書を総理から手渡されたときに、国土交通省の中で、あの意見書の中で、すぐできるもの、中期にできるもの、そして長期にできるものと三つに分けました。

その中で、ファミリー企業の問題でありますとかコスト縮減は今すぐできる。けれども、財務諸表に関しては、移管する間にすることということで財務諸表が入っていたんですね。それが中期にできることということで、来年の九月と書いてありましたけれども、それを私は十二月に、次の通常国会までにということを経済に下命したわけで、それが過酷だったということは、今おっしゃったとおりです。

今まで特殊法人で、これだけ数ある中で、十一しか財務諸表というのをつくったことがないんです。それほど特殊法人というものの、今まで一度も財務諸表をつくったことがなかったというものを、出してください、これは民営化するための原点になるからと言って、私は、今、過酷だと総裁がおっしゃいましたけれども、過酷でもやってくださいとお願いしたのが、六月にこの委員会にもお出ししたもので、財務諸表のつくり方を、どういうルールを敷いてつくればいいのかということで加古委員会を設置したということも聞いております。

ですから、加古先生という方は日本の会計では権威でいらっしゃいますから、どういう財務諸

表の作り方が一番国民に開示できるのかというそのルール、その方程式の基本を加古委員会でお決めになったと私は伺っております、そこで計算したものを私の手元に届けていただきましたので、それが正しいとか正しくないかという以前に、加古委員会のその基本方針に従った財務諸表が出てきた、私は正式に受け取りました。

ですから、総理にもお見せして、そして、これで発表しますよ、委員会にもお出ししますということでこの委員会にも出させていただいたという経緯でございますから、私は、中期にできることの中の一番大きなものがこの財務諸表であった、最後にできることは来年の通常国会に法案を出すことである。短期、中期、長期の計画を民営化委員会の意見書の中から我々は対処しているという、その中期がこの財務諸表でございますから、私は、正式に受け取って、その正式なものを信頼したというのが現段階でございます。

**前原委員** これは大臣、余り正式なものとおっしゃり過ぎると同罪になりますよ。つまり、加古先生に参考人に来ていただくわけです、もちろん理事会でお決めいただいて。ということは、加古先生がどういった監査をやられたのかということが明らかになるわけですよ。そのときに、今、正式なものを受け取った、もう財務諸表の検討は終わったんだ、それに合わせての民営化についての法案を次の通常国会に出すんだということになったら、いいかげんな財務諸表を前提に法案を出すということになって、大臣の責任は免れませんよ。

つまり、私が聞いているのは、財務諸表について、加古先生が問題ありと疑義を呈されているということが大問題である。つまりは、財務諸表検討委員会のトップが、何度も申し上げますけれども、公団の事務局が中間取りまとめの原案を出してきた、内容はちぐはぐで論理的整合に欠けていましたと。

つまりは、企業では当たり前の外部監査というものが行われずに、自己監査というものを前提に、加古委員会で、要は粉飾決済というものを手伝わされただけなんです。それについての問題点を指摘されているわけですから、それを正式なものだとおっしゃるんだったら、それは大臣も同罪になりますよ。

もう一度伺います。あれは正式で、今後新たな外部監査はやらなくていいということをおっしゃっているんですか。もう一度御答弁をください。

**扇國務大臣** 前原議員がおっしゃいますように、きちんと私はお聞きいただきたいと思えます。

なぜこの加古委員会ができたかというものがきちんと書いてあります。財務諸表の検討委員会、加古早稲田大学の商学部教授ですけれども、これは会計の権威でいらっしゃる、これが委員長です。そして委員長代理には黒川さん、これも慶応義塾大学商学部の教授ですけれども、これもメンバーです。そして委員として、会田一雄さん、川村さん、辻山栄子さん、皆さん、今、大学の教授をしていらっしゃるけれども、それぞれ会計の専門ですから、これを外部と言わないで何と言うんでしょうか。

私は専門家ではありませんから、こういう委員会を立ち上げて、いわゆる財務諸表をつくる基本をおつくりになったということ以外には信じようがなく、この先生方のおつくりになった基

本の計算の方法もうそだということでは、今の日本の社会では、この方たちを、委員会をつくって、どういう計算の仕方がいいですかと聞くことは私は一番正しいことだと思っておりますから、正式なと言ったのはそういう意味でございますから、私の手元にも正式に届けられました。

**前原委員** 大臣、外部監査の意味をわかっておられないんです。立派な方々が名前を連ねていて、それでやったから外部監査だということじゃないんですよ。(扇国務大臣「基本」と呼ぶ) いや、基本じゃない。資産、負債、すべて明らかにして、そして民間企業のように、要は、内部で粉飾決済、粉飾をしないために全部外にオープンにして監査をしてもらうというのが外部監査なんだ。それをやっていないということを言っているわけですよ。だから、立派な人が名前を連ねているからどうかということとは問題じゃないんです、全く。

つまりは、私が問題点として指摘しているのは、内部で、私は、課長代理クラスの人が一生懸命やられたと思いますよ。だけれども、出てきたものが、片桐さんがおっしゃるように、びっくりするものだった、債務超過だった。これはいかぬということで、結果的にはそれをうやむやし、総裁の言葉をかりると、自然解消、自然消滅、解散させる。やめさせたんですよ。だって、最後まで出してきたんですから。それについて、これはいかぬということで、その権威づけをしなきゃいけないということで、そういう立派な方々を招いて、自己監査をその権威づけに利用したのが加古委員会の問題である。

これについては、委員長、先ほどお話ししたように、そういう経緯も含めて、絶対に加古先生に来ていただくことは必要です。ですから、ぜひそれは理事会で議論いただきたいと思います。

**河合委員長** 理事会で検討いたします。

**前原委員** 私の質問時間はもう終わりますので、資料を配っている部分の指摘だけして私の質問を終わりたいと思いますが、さっき、短期、中期、長期とおっしゃいましたね、大臣。短期の問題で、ファミリー企業とか、それからコスト縮減とおっしゃっていますけれども、ファミリー企業の問題も、ファミリー企業のトップを、天下りをやめさせるだけじゃ解決しないんですよ。要は、発注元である道路公団そのものが問題なんです。そのトップに、さっきからうそをべらべらしゃべっておられる藤井さんが座っているということ自体が問題なんですよ。若築のときに、私はここの国土交通委員会で質問したときに、民間人を入れなきゃいけないですねと答弁されたんですよ、扇大臣は、含めて。ずっと擁護しっ放しじゃないですか。おかしいですよ。

それと同時に、建設工事費デフレーター、この資料をお配りしています。これは国土交通省が出したものです。コストを縮減していると言っているけれども、JHが一番できていないじゃないですか、道路公団が。これは国土交通省が出した資料ですよ。全然できていない。やった、やったというのは、いわゆる積算を、一〇〇にしていたものを水増しして、そして出てきたものについて、分母が変われば縮減だという数の操作なんか簡単にできるわけですよ。実質はできていない。

だから、短期、中期、長期、長期はその法案を出すことだとおっしゃっていましたが、短期、中期の前提が何も整っていない。だから私は、もう一度この問題を初めからやり直してい

ただかないと民営化の議論はできないということを申し上げて、私の質問は終わります。